

「働き分」を認めて！ 所得税法 第56条の廃止を



個人事業主の妻や子どもは、働いたのに、働いたことにならない？

小企業・家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって支えられています。

56条があることで、家族従業者に支払った給与は必要経費(=人件費)に認められません。

ともに働いて得た収入を、労力に応じて受け取るという、当たり前の権利が、**税法によって否定**されているのです。

家族の働きを認めない56条——どうしてそんな法律があるの？



56条は事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いが必要経費に算入しない(条文趣旨)という内容です。家族を世帯主の所有物のように扱った、明治時代の家父長制的「世帯課税」を、引き継いでいるからです。税法が家族従業者の人格・人権を無視するなんてあり得ません。

青色申告にすれば、給料を必要経費にできますが、税務署長に届け出て、認められなければなりません。そもそも、申告の仕方によって、実際に働いている事実を認めたり、認めなかったりすることは、**納税者を差別**するものです。

どんなに働いても、認められるのは年間86万円!?



個人事業主が白色申告の場合、事業主の所得から、**配偶者は年間86万円、その他の家族は50万円**が控除されるのみです。この金額が本人の所得とみなされ、低すぎてローンが組めません。国保の傷病手当・出産手当にいたっては、所得認定すらされません。私たちの働き分は、一体どこにいったのか……

どうしたら56条はなくせるの？

国会で廃止を決めれば、56条はなくせます。そのために、廃止を求める意見書が大きな力になります。いま全国の570を超える自治体から意見書が国会に提出されています。日本弁護士連合会ははじめ諸団体からの意見書や**国連からの勧告**も出され、「56条をなくして欲しい」という個人署名が広がっています。こうして多数の声を示すことが、56条を廃止する力になります。

私たち業者婦人を個人として尊重を!

56条の廃止は、家族一人ひとりの働きをきちんと評価し、一人前の人間として尊重することにつながります。ジェンダー格差の是正、女性の地位向上と経済的自立への一歩になります。

家族従業者の働き分を正當に評価し、
人権を保障するため、請願署名にご協力ください